

## 邑南町農産物処理加工施設 指定管理者募集要項

邑南町農産物処理加工施設（以下「施設」という。）を管理運営する指定管理者を次のとおり募集する。

### 1. 対象施設

#### (1) 施設概要

名 称	邑南町農産物処理加工施設「農産物加工場」
所 在 地	邑智郡邑南町下田所 153 番地 2
主要な施設	<input type="radio"/> 敷地面積約 755 m <sup>2</sup> <input type="radio"/> 加工場（延床面積 104 m <sup>2</sup> ）

(2) 施設運営時間 午前 8 時～午後 5 時

### 2. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、次の各号に掲げるもののほか、別途定める邑南町農産物処理加工施設管理運営業務仕様書によるものとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理に関する事務のうち、町長が必要と認める業務

### 3. 指定期間（予定）

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで（1 年間）

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 4. 委託料及び納付金等

委託料については支払わないものとする。

(1) 施設利用料は、指定管理者の収入とし、原則として施設の維持管理費は施設運営収益等で賄うものとする。

(2) 施設利用料については、邑南町農産物処理加工施設条例に定める範囲で指定管理者が決定し、町長の承認を得るものとする。

### 5. 業務実施に必要な許可届出等

(1) 食品衛生法第 55 条に基づく営業許可

(2) その他業務内容により必要となる許可及び届出

### 6. 応募資格

(1) 指定期間中、安全且つ円滑に対象施設を管理運営できる法人、又はその他の団

体とする。

- (2) 法人等又はその代表が、次の事項に該当しないこと。
  - ア 破産者で復権を得ないもの。
  - イ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本町又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないもの。
  - ウ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税、町税を滞納しているもの。
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から年を経過しない者の統制の下にあるもの。

## 7. 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（応募様式集 別紙様式 1）
- (2) 事業実績に関する調書（応募様式集 別紙様式 2）
- (3) 管理運営業務計画書（応募様式集 別紙様式 3～5）
- (4) 添付書類
  - ① 定款又はこれらに準ずる書類
  - ② 法人の場合は、法人登記事項証明書および町税の納税証明書
  - ③ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体に関する事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
  - ④ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
  - ⑤ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 提出部数は正本 1 部及び副本 5 部とする。ただし、7. (4)①及び②については正本 1 部とする。

## 8. 応募にあたっての留意事項

- (1) 費用の負担  
応募にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提供資料の取扱い  
邑南町が提供した資料は、提出書類を作成する目的以外に使用することを禁じる。
- (3) 提出書類の訂正等の禁止  
提出期限後における書類の訂正及び再提出は認めない。
- (4) 虚偽の記載をした場合  
応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、その応募は無効とする。
- (5) 提出書類の取扱い  
選定された応募書類の著作権は町に帰属する。なお、提出された書類は、返

却しない。

9. 提出期限

2026年1月23日（金） 17時必着（持参又は郵送）

10. 書類の提出先

邑南町役場産業支援課  
〒696-0192 邑南町矢上 6000 番地  
TEL:0855-95-1116 FAX:0855-95-0171  
E-mail : sanshin1173@town-ohnan.jp

11. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

農産物処理加工施設指定管理運営業務候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類により審査を行い、基準を満たす場合には指定管理候補者として選定します。

(2) 評価方法

邑南町で定めた基準（農産物処理加工施設指定管理者の評価基準及び配点表）により評価します。

(3) 選定委員会において必要と認めた場合は聞き取りを行う場合があります。

12. 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

- ①選定委員会で審査し、庁議に諮り決定する。
- ②決定した者を指定管理者の候補者として議会に上程し、議決を得る。
- ③指定管理者を指定した旨の告示を行う。
- ④上記にあわせて指定管理者となる者に指定通知書を送付する。

(2) 協定の締結

邑南町と指定管理者は、管理運営に関する協定を締結する。